平成２７年（フ）第７３９号
横浜市都筑区茅ケ崎南３―18―７　エストエクレール301、住民票上の住所横浜市南区蒔田町字三度台1018番地15　ワコーレロイヤルヒルズ横浜蒔田308号
債務者　岡本　真美
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９８号
横浜市中区初音町１―15―２　クリオ日の出町弐番館304号室、住民票上の住所横浜市南区大岡１丁目11番８号　土佐新荘１号室
債務者　安藤　京三
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９９号
横浜市南区大岡１丁目13番３―306号
債務者　安藤　温子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１２号
神奈川県綾瀬市落合南２丁目17番15号　ハイム・ヒサ103
債務者　渡邉　弥生（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
釧路市鳥取北３丁目７番15号
債務者　田中としえ
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分　釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７２号
北海道釧路郡釧路町遠矢７丁目40番地
債務者　金山　　潤
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分　釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２０３号
岡山市北区御津宇垣1635番地１　ヴィライフ御津
債務者　桶本　昌代
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５号
栃木県宇都宮市北一の沢町４番10号　ジュネスガーデン205、前住所栃木県宇都宮市一ノ沢町263番地13　エルディム山口203
債務者　岡崎　雄二（旧姓江面）
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９６号
東京都立川市西砂町１丁目38番地の28サン・ブライトＢ館305号室
債務者　村田　英俊
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３０９号
東京都東村山市栄町１丁目２番地３イズリントンコート302
債務者　山口　星美
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６９６号
横浜市中区打越51番地　渡辺荘101号室
債務者　山田　晶久
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３１号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目24番地３　エクセル天王町201号
債務者　松坂　欣昇
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６３号
東京都小平市小川西町３丁目18番５―202号
債務者　庄司　隆行
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７１３号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目24番23―106号
債務者　佐々木弘子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
愛知県みよし市ひばりヶ丘１丁目２番地、前住所岐阜市鷺山1768番地522
債務者　奥田　康雄
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後２時　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係